

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 四三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 四三
- 道路の区域を変更する件二件 四三
- 公 告 四三
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件五件 四三
- 都市計画法により公聴会を開催する件 四四
- 福島県選挙管理委員会 四四
- 個人演説会等を開催することができるとして指定した旨報告があった件 四四

告 示

福島県告示第五百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年十二月四日から平成二十五年四月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ザ・ビッグ福島鎌田店

（変更後）ザ・ビッグ鎌田店

三 変更した年月日

平成二十四年十月二十六日

四 届出年月日

平成二十四年十一月二十二日

五 届出をした者

有限会社ケーディーエス

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十二月四日から平成二十五年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び矢吹町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品矢吹店 福島県西白河郡矢吹町四百三十三番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十二月四日から平成二十五年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（森林保全課）

福島県告示第五百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道高陸 田島線	南会津郡南会津町田島 字田部原一二番一地从 ら 同 郡同 町田島 字田部原六九番三地从 まで	変更前 変更後	九・〇〇 一〇・〇〇	二二三九・〇〇 二二三九・〇〇

（道路計画課）

福島県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道折木 筒木原久 ノ浜線	いわき市大久町大久字 矢ノ目沢六六番三地从 ら 同 市大久町大久字 矢ノ目沢二番一地从ま で	変更前 変更後	七・〇〇 一一・二二	一七〇・〇〇 一七〇・〇〇

（道路計画課）

公 告

公告第三百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月十二日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島インターネットテレビジョン
- 三 代表者の氏名
鷲山 英喜
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市河東町福島字島原二十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く市民一般に対し、インターネットを利用した情報通信技術に関する事業を行い、広域的な社会への公平かつ平等な情報の発信源として寄与する事と共に、地域経済への効果創出を目的とする。

（文化振興課）

公告第三百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月二十一日

二 名称
特定非営利活動法人コースター

三 代表者の氏名
岩崎 大樹

羽鳥 圭

四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市富久山町久保田字下河原百九十一番地の一号

五 定款に記載された目的

この法人は、福島の地において、創造的かつ持続的に自己変革していくことができ、地域社会の実現を目指し、社会的課題の解決に取り組む人材の育成及びその促進のための社会的基盤整備に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百四十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月二十一日

二 名称
特定非営利活動法人まちづくりぜえね

三 代表者の氏名
小林 悦子

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市蓬萊町二丁目二番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県に居住する者に対して、コミュニティバスの運行や持続可能な生活環境づくりに関する事業を行い、健康で安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月二十二日

二 名称
特定非営利活動法人ドリムサポート福島

三 代表者の氏名
阿部 幹郎

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市置賜町八番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、地域・まちづくりへの支援事業、雇用創出や人材育成を目的とした教育事業、国際交流を行う団体への支援事業、農商工連携・6次産業などに関わる事業、東日本大震災での現状課題と対応策および今後起こりうる自然災害について検討する活動への支援事業、普及啓発事業等を通じて、人・モノ・自然の関係を再構築し、循環型の新たな環境づくりを行うことにより、日本における地域活性化に寄与する事を目的とする。

（文化振興課）

公告第三百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成二十四年十一月二十二日

二 名称
特定非営利活動法人元気の素カンパニー以和貴

三 代表者の氏名
植木 秀子

四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市中央台鹿島一丁目四十七番地の八

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して生涯学習に関する事業を行い、地域住民の能力開発及びコミュニケーション能力の向上に寄与し、地域復興に向けてのマンパワーを育成

することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県中都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十四年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十四年十二月二十六日（水）午後七時から

場所 郡山市朝日一丁目二十九番九号 郡山市総合福祉センター5階集会室

二 公聴会の案件

県中都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、県中都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十四年十二月十八日（火）までに、別記様式による公述申出書を郡山市都市整備部都市計画課又は福島県県中建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課又は郡山市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課又は郡山市都市整備部都市計画課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成24年12月4日付け福島県報に登載された「県中都市計画道路を変更する案」に關し、次のとおり公述を申し出ます。

平成24年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

公述申出人

住 所

氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。
(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、伊達市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
平成二十四年 十一月二〇日	伊達市霊山 町泉原字米 田三七番地	泉原勤労者 交流センター	伊達市長	二一・九九 平方メートル	一五〇人